たろう通信

こさい太郎議員活動リポ

港区議会議員こさい太郎の任期も残りわずか 夢とかがやきのある簡素の港区政実現に向け、

今後も全力投球

なりに精査しまとめたものです。本文にもありますが、私は、徹底した行政の改革を断は、この四年間主張し続けた「私の目指す行政改革の考え方」や具体的提案の一部を、私 やき総括質問」と、その区長・教育長答弁を掲載させて頂きます(二面以降)。この質問 を実現させることが、私の今後の決意であります。 実現させると確信しております。また、それにより、住民の負担(主に税金)を軽減さ 行することにより簡素な(スリムな)区政を実現することが、自由で活力ある地域社会を せ、行政に極力頼らない自由な市民社会が実現するものと考えています。そして、これ 今回 は、 昨年十一月に開催された港区議会決算特別委員会における私の「みなとか

こ意見やご感想もお寄せ頂きたくお願い申し上げます。 是非とも、みなさまにご一読頂き、ご理解とご賛同を賜れば幸いです。また、みなさまの

五年目を迎えた近隣の夜警(夜まわり) 特に大きな災害もなく無事終了

動でしたが、いつもほぼ同じ時刻 ています。全く勝手にはじめた活 の前日)まで一ヶ月余りの間、夜十 えました。冬至の日から節分(立春 さる方もいらっしゃり、大変励み にまわるので、毎晩声をかけて下 時半から約四十分をかけてまわっ 行なっており、今年で五年目を迎 一九九四年(平成六年)十二月よ 南青山四・五・六丁目の夜警を

りてお礼申し上げます。 の他に私の予定でお休みした日が りが年々減っている感じで、少し に雨で休んだ日は一日でした(そ さて、今年は雨も少なく、期間中

では特に大きな災害もなく、今年

不明瞭な部分もあるので、調査 ードについては、その利用方法が れています。ただし、テレホンカ

ともあれ、私がまわっている範囲

療・国際協力の活動資金にあてら 会福祉協議会を通じて福祉や医 私にお送り頂いたものは、港区社 社会の素地になるものと思います。 活動の積み重ねが、ボランティア ました。このような地道で小さな されている方からもご連絡を頂き

ご支援を賜ります

毎年初めに前年

降に必ず報告させ

頂

きます

なさまのご協力ない

しには活動は成り立ちません。

今後とも、

ようお願い申し上げます。

収支報告をいたしております

本 年

は

五

月 以

は、通信の発行をはじめとした政治活動にのみ使わせて頂きます。みまからもぜひ一言お声がけを頂ければ幸いです。また、頂いたご寄付 は、通信の発行をはじめとした政治活動にのみ使わせて頂きます。

りして、私の活動にご理解頂けるよう努力いたしております。

みなさ

ご紹介頂いた方々

には、

直接お伺いしたりたろう通信をお送

介やご寄付を賜

ŋ

誠にありがとうございます

況の影響なのか、同じ時刻の人通 になっております。この紙面を借 一日ありました)。また、やはり不

よろしくお願い申し上げます。 Dec.1998 **〒**107-0062

Vol.9 編集発行:みなとかがやき 共同編集:こさい太郎を育てる会

港区南青山 6-2-6-203 Tel:5485-9111 Fax:5485-9100 通信かがやき 号外

ったのですが、「あなたのダイエッ 会シーズンも重なり辛いこともあ 来年以降も続けてまいりますので、 も無事終了することができました。 最後に、約四十日の長丁場に新年

いと思います。紙面にはそぐわな てくれた家内に感謝の意を表した いと思いますが、お許し下さい。 てみたいと思っています。 今後ともご協力をお願

いします。

トのために」と毎日一緒にまわっ

こさい太郎を育てる会・小斉太郎後援会 事務所を開設しました

このたび、南青山6丁目に後援会事務所を開設いた しました。ここを拠点に、さらに活動を広めて参りたいと 決意を新たにいたしております。ぜひ、お気軽にお立ち 寄りください。3月上旬までは、事務局のボランティアの 方が非常勤ですので、お越しの際は事前にご連絡頂 ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

〒107-0062

港区南青山 6-2-6 ハイム青山 203 TEL 03-5485-9111 FAX 03-5485-9100 e-mail taro@hinet-j.co.jp

こさい太郎と語る会(事務所開きにか <u>えて)</u>

3月 13 日(土)2:00 から6:00 まで

こさい太郎が事務所でみなさまのお越しをお持

す。また、地域や職場で収集活動 ります。誠にありがとうございま うございます 使用済み切手やテレホンカ の方から断続的にお寄せ頂いてお レホンカードの収集」ですが、多く まいりました「使用済み切手やテ ード収集のご協力ありがと これまで、みなさまにお願いし みなさまよりご紹

平成 9 年度決算特別委員会 みなとかがやき総括質問 質問·答弁全文掲載(一部要約)

1998年(平成 10年)11月 30日 質問者:小斉 太郎

う強く要望して質問に入ります。 ともやらない 題と捉えている事項について、私 上げた個別の政策課題から質問 来ないなど、区民にとって分かり 出来るものは出来る、 区長並びに教育長におかれまして ながら進めて参りたいと思います 議を踏まえ、質問いたします。み やきを代表し、これまでの各款 **やすい明確なる答弁**を賜りますよ どもの考え方や提案を明らかにし なとかがやきとして区政の重要課 まず、本委員会の各款別審議の際 、私どもの質問に対しまして、 出来ないものは出 出来るけれ

児童館の運営も施設配置も 抜本的に見直せ

括質疑にあたり、私はみなとかが

平成九年度決算特別委員会の

ま す。 施策について取り上げたいと思い まずはじめに、子供たちに対する

ついてであります。 質問の第一は、 児童館のあり方に

ます。その質疑を踏まえた上での 館の運営や施設の配置は現状のま り上げました。その要旨は、児童 ける審議の際、児童館の問題を取 私どもの意見を述べ、質問したい までよいのか、ということであり 私は、総務費・民生費の各款にお

と思います。 であります。その理由を述べたい に見直すべきである、ということ 童館の運営も施設の配置も抜本的 まず、結論から申し述べると、児

独立した児童館施設がなくても十 利用されていない、学校施設の複 です。一部の子供たちだけのため 小学校低学年の子供たちが圧倒的 ある児童館のいずれも小学生、し に、これだけの児童館が必要でし かも学童クラブのメンバーである わらず、現状は、港区内に十三館 高校生までであります。にもかか すなわち十八歳未満、乳幼児から ちは児童福祉法に定められた児童 分対応できると考えます。その結 合利用で十分対応できる、つまり、 き教室も多く、放課後はほとんど これらの子供たちのためには、空 ょうか。次の質問で触れますが、 児童館の利用対象となる子供た これまでの児童館に替わって

学校の体育館や民間のスポーツク さんいました。運動をするのでも もそうだったように、音楽をやっ のお店で友達とおしゃべりをする ラブなどたくさんあります。また オがたくさんあるのです。アルバ 生や高校生は、私や私の友人たち にも理由があります。都会の中学 コンビニの前やファーストフード ている子供たちには民間のスタジ こと、これは「たむろする」という トをして通っている仲間がたく

いことでないと思っています。 ことで悪く言われる向きもあ

時~五時勤務で土日は休みとなっ 題であります。現在、正規職員は九 遊びまわれる広場、原っぱを作っ さらに、これも後程取り上げます 日曜日、また夜遅くまで開いてい 上げた中規模の児童館を土曜日や 居場所を見つけられない子供たち なったら当然のことではないでし ることのほうが重要だと思います 館をたくさん用意してあげる必要 **にかなう**のではないでしょうか。 てあげることが行政の本来的役割 ょうか。ですから、**行政が自ら児童** また、土・日や夜間の開館の件に 連すれば、職員のあり方も大問 ためにすることは、先ほど申し ないと考えます。むしろ、そんな 、民間には出来ない施策、自由に

供たちが、子供たち自身で自らの すが、私としては、それ自体は悪 幅広い世代を対象と出来る中規模 居場所を探す、中学生や高校生に の児童館を区内に数館設置するこ を一人おき、あとは地域の方々や ての、区長のお答えを頂きたいと の決算ベースでは、用 はずです。ちなみに、平成九年度 学生、退職教員など、ボランティ ないのであります。た 母子指導員、すなわち保母さんの 員を充てているのです。しかし、 いう、実質上配置転換出来ない職 ています。平日の午前 これら、私どもの意見・ めて、児童館の正規職! 土・日や夜間の開館も可能となる ではないでしょうか。そうすれば、 アの方々でも十分に対応できるの 育園の職員などと兼任日 が必要なのか疑問を抱 いるので、特別にこのような職員 資格でもよいということになって としているため、児童厚生職員と 法令により専門の者を あるでしょうが、昨年度の実績で 付言しておきたいと思 しかも、子供の世話をする職員は、 一館一日平均五人で 約八億円となって います。 主張に対し いることも 貝の人件費 務職員も含



できる保母 とえば、保 かざるを得 充てること あります。 郎毎の差は ってくる乳 中の来館者

児童館・学童クラブは 学校施設を有効活用せよ

施設の使用、複合利用についてで 質問の第二は、学童クラブの学校

組みも増加しているところであり 部省より出されております。さら 的の変更に伴う補助金の返還も行 で、すでに、条件付ながら使用目 度か質問しておりますので簡潔に なわなくてよいという通達が、文 省・厚生省一体となった取り組み したいと思いますが、もはや文部 に、先進的な自治体における取り この件については、これまでも何

めの事業であります。消防法や建 あり、学童クラブも子供たちのた 学校は子供たちのための施設で

長答弁

施設の機能や管理運営を見直し、 今後、幅広い層が利用できるよう、 報告を踏まえて、多くの区民の方 ねであります。児童館のあり方に 利用者にとって魅力のある児童館 から意見をいただいております。 ついては、エンゼルプランの中間 にしてまいりたいと考えておりま 児童館のあり方についてのお

進めてまいります。 の地域性等を考慮し、見直しを徹 底して行なうなど、さらに検討を しても、港区の人口規模や利用者 また、児童館 の適正配置につきま

思います。 効率の極めて低い教室が存在して 港区立の小学校では百二十の、中 目線に立てば、非常に有効な施策 室などの名目で、利用頻度や利用 教室でも資料室や会議室、 学校では五十八の一時的余裕教室 築基準法などに基づく施設管理上 があり、 となり得るはずです。ちなみに、 **いる**ことも付け加えておきたいと 問題点を指摘する向きもありま 教育上の観点、子供たちの 余裕教室に数えられない 管理諸

学校施設で行なうために、学童ク 組みも念頭に入れて頂き、教育的 で取り上げたように、世田谷区で 括質疑において、みなとかがやき おります。 から区長に、見解を伺いたいと思 のような世田谷区の先進的な取り させているところであります。こ お答えであることを期待いたして オブ・プレイング)を開発し、発展 ラブに代わる独自の施策(ベース・ 平成十年度予算特別委員会の総 答えよりも、さらに踏み込んだ 点から教育長、区政全般の視点 児童の放課後健全育成事業を 先の予算特別委員会での

区長答弁

要なことと考えております。しか いてのお尋ねであります。 学童クラブの学校 の有効活用の観点から、大変重 ながら、 に転用することに 育施設の活用は貴重な区有 余裕教室を児童厚生施 施設 つきましては 利 用 15 財

> な対応をしてまいりたいと考えて 今後とも区民要望を踏まえ、 規模な改修工事が必要となります。 建築基準法、 消防法等に基づく大 的



教育長答弁

利

用 15

する必要があります。 所があると言えます。 接な連携を図るということでの長 視点からも、 や管理運営上の問題等があります ついてのお尋ねであります。 学習する場と遊び場が同一の施設 な方法であると考えます。教育的 地を確保して施設を建設すること 談室等さまざまな教育活動に転用 対応するため、 余裕教室につきましては、教育内 学童クラブの学校施設の 非常に 活用しております。また、現下 厳しい財政事情では、新たに用 しまして の多様化や、 や心理を十分理解して、 施設の活用という点では有効 所となることなど、子供 困難であり、 学校と児童館との 生活科室や教育相 今日的教育問題に 係部 今後とも、 建築基準法 いずれに

す 携をとりながら対応してま

I)

ま

都会の子供たちには 原つぱや広場が必

要

おります。

の確保、原っぱの必要性について であります。 質問の第三は、子供たちの遊び場

考えられます。また、児童館のよう 捜し当てることは容易ではなく、 子供たちがのびのびと遊ぶ場所を **なうべき**ではないでしょうか。今 む子供たちにとって最も重要であ います。 表質問で取り上げ、その際、区長 三回定例会のみなとかがやきの ことが本当に子供たちにとって幸 な屋内で、 主流となっている理由の一つとも 政が子供たちのために率先して行 容易に想像がつきます。つまり、行 所だと思います。そして、そのよう できる場の整備が必要」と述べて は、「地域で生活する子供たちにと テレビゲームなど屋内での遊びが や、高度に都市化された港区では ことはほぼ不可能であることは、 な場所は、民間で整備し提供する などの自然とふれあったりする場 一つが、走り回ったり、土や草や虫 って、のびのびと体を動かし活動 この問題に関しては、 かつ最も不足しているものの 私たちも、特に都市部に住 大人に管理されて遊ぶ 、昨年度 の

> 会の考え方もお示し頂きたいと思 また、原っぱ等の広場の有効性に ので、それ以外に新しくこのよう 利用の例はすでに伺っております ために用意してあげるべきだと思 何もない自然の広場を子供たちの 道くらい必要かもしれません ついて、教育的視点から教育委員 区長にお伺いしたいと思います。 います。お台場や芝給水場の上部 を活用し、場所によっては柵や水 な施策について進めていくおつも 施設の統廃合や低未利用地など はあるのか、或いはないの か、

区長答弁

なサービスの提供ができる点で評

います。

性を踏まえながら、子供たちが自 もありますが、今後とも、 おける遊び場としての一定の限界 触れ合える場を確保していくこと 由に伸び伸びと利用できる、 どの整備に当たっては、 は、港区の目指す「住み続けられ てのお尋ねであります。 すものと考えております。 る 子供たちの遊び場 街」の実現に大きな役割を果た のある遊び場の に遊ぶことができ、 市に住む子供たちにとって、 確保に努めてま 0 また自然 確 地域の特 保 公園な 都市に 15 つ

教育長答弁

また豊かな人間性を醸成する上で、 自 て 子どもの豊かな情操を育む上で、 子供たちの遊び場の 然との のお尋ねであります。 触れ合いはなくてはなら 確 保 15

> 要であると考えます。 自然に触れることので 遊び場であります。身 触れることのできる貴 摘の原っぱなどの広場 いものの一つと考え きる場は必 近で気軽に 重な子供の も、自然に ます。ご指

地域住民との協働に 区の事業 による の実施を

問がなされ、我が会派 と考えます。 の清掃をはじめさまざまな事業で り、その意味からも、道路や公園 の役割の見直し」が明記されてお においても、「住民との り上げました。「アドプトシステ 視点から土木費の質疑! も、行政と民間の協働・役割分担の ステム」について、公明 割分担の観点から、土木施設の清 この手法は有効に活用 あります。港区の基本 するシステムであると しての社会貢献の一つとして活動 に基づいて活動するシステムであ まちを良くしていこう. いたしますが、私たちが最も注目 ム」についての詳細な説明は省略 藤本委員より環境の視 質問して参りたいと思います。 掃事業は直営であるべきかどうか、 した点は、住民自らが自らの住む 今決算委員会の各款審議におい 次に、区民との協働・民間との役 また、 新聞に掲載された「アドプトシ 企業が所在す できるもの 協働」「行政 計画の素案 いうことで る地域に対 という意識 において取 の湯原委員 点からの質 党議員団の

ように評価し、また導 まず、「アドプトシステ 人の可能性 ム」をどの

す。

度考え直してみる必要がありま 供時代の経験を思い出して、今一 供の立場

って、

また自らの子

せなことなのか、

、私たち大人は、子

伺いたいと思います。 体の施策を念頭に、区長の見解を をどのように捉えるのか、港区 全

区長答弁 》

接かかわらなくとも、きめ細やか ることができるとともに、区が直 や企業の地域への帰属意識を高め 動にかかわることによって、区民 携の一手法として、一部の自治体で ど、行政業務の一部を肩代わりする 導入が始まっております。 この活 アドプトシステムは、公と民との連 アドプトシステムの評価と導 可能性についてであります。 民や企業が、 道路の維持管理な

という従来からの発想を見直し、 とは、効率的でもなければ、効果 多様化、個性化する中で、すべて 福祉需要が拡大し、区民ニーズが 性を生かした地域経営が求めら まいります 一手法として受け止め、 区民との新たな協働関係を築いて 的でもありません。区がサービス の公共的な課題に区が対応するこ ております。少子・高齢化による 価できます。 また、地方分権、都区 ります。 供給主体で、区民はその受益者 「前に控え、地域の自主性、主体 かなければならないと考えてお アドプトシステムもその 制度改革を 検討して

行なわれているシステムで、公共 施設の里親制度といわれるもので ※ アドプトシステムとは、欧米で

で、道路清掃などに活用されていす。我が国でも、四国のある町など



区民や企業の手で公園や道路の清掃を

す。

質問を進めて参りたいと思いまドプトシステム」の導入について、土木施設の清掃事業における「ア

ります。しかし、私たちはこの種 款審議の際に担当課長は、「機動性 致するのではないでしょうか。 委託で十分であると強く思ってお などの観点から直営部分も必要で 連携で十分に行なっていけるもの なく、いわゆる「アドプトシステ を組み合わせて事業を行なってお 率の差はありますが、委託と直営 公園・児童遊園などは、それぞれ比 なわれておりますが、道路・河川・ ある」という趣旨の答弁をされて と確信するものであります。これ 公衆トイレは全て委託で事業が行 現在、土木施設の清掃事業のうち 事業は直営である必要がなく、 基本計画素案の考え方にも合 しかも、単なる委託では 区民との協働・民間との

> らります。 職員の機動性よりも、むしろ効果 面倒をみてもらえるならば、正規 方などに愛着を持って頂きながら おりましたが、地域に住む住民の

され、理解され、活動が広がって それによって、多くの方々に認知 遊びましょう」という趣旨の看板 に重要であります。 まずきっかけをつくることが非常 的導入しやすい児童遊園などで、 で展開が可能と考えますが、比較 いくきっかけにもなるはずです。 と自体が目的ではありませんが、 のマスコミがこぞって取り上げま っても、「管理型行政からの脱却」 り前の姿に戻す」という行為であ ますが、白金児童遊園に立てられ 「アドプトシステム」やそれに類似 す。マスコミに取り上げられるこ ということで、テレビや新聞など の例にもあるように、それが「当た た「他人に迷惑をかけないように はいかがでしょうか。問題は違い **ム」型の管理方式を導入**してみて のある、 したシステムは、さまざまな事業 園の清掃事業で、「アドプトシステ 例えば、地域住民の方にも親しみ 比較的面積の狭い児童遊

では、生木費の質疑において示された、土木施設清掃の委託拡大のかどうか確認させて頂きたいと思います。その上で、土木施設の清掃事業に「アドプトシステム」導入の可能性があるのか、ないのかおの可能性があるのか、ないのかおの可能性があるのか、ないのかおの可能性があるのか、ないのかおの可能性があるのか、ないのかおの可能性があるのか、ないのかおの可能性があるのか、ないのかおの可能性があるのか、ないのかおいと思います。

区長答弁

ので の導入についてのお尋ねでありま効果 土木施設へのアドプトシステム

とつとして検討してまいります。とつとして検討してまいります。アドプ抗大に努めてまいります。アドプ抗大に努めてまいります。アドプなっており、今後もその方向ではがらにないの導入については、これとれた設の清掃については、これ

あいまいな表現は避けよ難しい」という

質問の第一は、「難しい」という表で取り上げたいと思いますが、こで取り上げたいと思いますが、こ性につきましては、この質問の後性につきましては、この質問の後次に、行政改革に関連して質問い次に、行政改革に関連して質問い

現についてであります。

最近、「難しい」と言葉に発してされている気がしてなりません。これは、行政だけではなくて、議会、そして広く世間一般でも同様会、そして広く世間一般でも同様のことが言えると感じております。今日、たまたまテレビで衆議院本会議における代表質問を見ていましたが、この中で、小渕総理の答けの中にも「難しい」という言葉が出て参りまして、やはり、「難しい」という言葉はかなり広く使われているな、という感じがしております。した。斯く言う、私自身も、ふと気がつくと「難しい」という言葉が濫用した。かつくと「難しい」と言葉に発して

これは、善し悪しはともかくとして、「すごい」とか「やばい」とかいった安易な形容表現の氾濫、日本語文化の変化ともかかわっているのかもしれないと感じることもあります。しかし、区民の税金を預かり区政を執行するもの(議会)は、公式非公式にかかわらず、少なくとも、「難しい」とかったあいまいな言葉は避けるべきではないかと考えています。

一つ挿入されるだけで、私は、現状ます。この「難しい」という言葉が言葉を使う場面は、現状を新しいす。行政サイドが「難しい」というす。行政サイドが「難しい」というのは、行政サイドにおいて、「難しのは、行政サイドにおいて、「難しのは、行政サイドにおいて、「難し

は持・改革拒否・先送り・責任回避の印象が一気に頭をめぐります。たとえ、本当のところで、そうでなったがありやりたくない「難しい」という表現は、極力避けるべきで、例えば、「このような問題点があるが「実力を使わず、明確に答えること、あいまいな表現を使わず、明確に答えることであります。とに対する責任ではないでしょうか。

すが、区長のこの件に関する見解私自身も注意をしたいと思いま

`。 を伺いたいと思います。

《区長答弁》

気をつけて、適切な言葉の使い方 明をする際には、この があります。区政につ ると、意味がわからない 使う側の勝手な思い込 に心がける必要があります。 のであっても、頻繁に使 お尋ねであります。 言葉は、一般的によく ことに十分 いてのご説 みで使用す についての くなること 使われるも 用したり、

安易に使って して「難しい」という の見通し等を見極めて おります。 るなどのために、このよ 責任を回避し こともあります。しか ればならない場合がある としては、財政面 一方、説明責任を負う行政の立場 はならな 課題解決 の考慮や、将来 いと考えて を先送りす しながら、 言葉を使う り、判断と うな言葉を 対処しなけ

ざいます。今後とも、 方というのは本当に難 針を示しております。 よう努めてまいります。 本当に文字どおり難し あいまいな表現はしな を推進していますが、 やすさという観点から見直す運動 から見て、わかりやす 区では、公文書等につ 的確に その中で、 できるだけ 言葉の使い 表現できる いものでご しいもので、 いという指 いて、区民 さと親しみ

区民税減税により政改革の成果を

行

す。 区民への還元についてでありま質問の第二は、行政改革の成果の

の真の要請には応えられないわけ ないような生ぬるい改革では区民 必ず成果が表れますし、また、表れ すから、この改革を進めていけば 行政改革だと確信しています。で 事業を整理しようとする、まさに つも、行政のあり方を見直し事務 で、これを行政改革の成果と捉え えば、その経費が不要になるわけ なります。 事業の縮小・廃止を行な 業の多くを縮小・廃止することに であると認識しています。したが 部分は任せていくことがその目的 に改め、民間の活動に任せられる 肥大化した行政体そのものを簡素 果を区民税の軽減によって還元す であります。 る改革は、財政状況を根拠にしつ ています。現在港区が手がけてい って、現在行政が行なっている事 べきと考えています。行政改革は、 みなとかがやきは、行政改革の

よる減税にあることは、国民のみまで、時代の要請は行政の簡素化にば、或いは不自然なことかもしれば、或いは不自然なことかもしれば、或いは不自然なことかもしれば、或いは不自然なことかもしれば、或いは不自然なことかもしれば、或いは不自然なことかもしれば、或治のあり方を見直す中間壊後、政治のあり方を見直す中間壊後、政治のあり方を見直す中間壊後、政治のあり方を見直すれる減税にあることは、国民のみ



を住民に還元するために、自主的 地方公共団体が、行政改革の成果 言えますが、進み始めています。 方分権への流れは、ようやくとも 和については、来年度通常国会に る)」旨の記載がされております。 来、公共施設・公用施設の建設等の 満の地方公共団体については、従 では、「普通税の税率が標準税率未 ています。さらに、地方債の項目 限税率がないこととの均衡を考慮 強いこと、個人道府県民税には制 住民自らが負担を決定する性格が 税率を採用しない場合における国 税自主権の尊重」の項目で、「標準 はないのであります。 に標準税率を下回る税率を採用す ようであります。このように、地 も法案が提出される可能性がある が禁止されてきたが、この規制を 財源に充てるための地方債の発行 る」「個人市町村民税については、 税自主権の尊重の観点から廃止す 委員会の第二次勧告の中では、「課 す。また、昨年秋の地方分権推進 なさまの多くが賛同するところで ること、これは、夢や空想の世界で し、その制限税率を廃止する」とし **ある**と確信致しております。これ このうち、 事前の届出等については、課 (新たに許可制度を設け 後者の、起債制限の緩

どのような方法をお考えなのか、 ついてどのようにお考えなのか、 革の成果を区民に還元することに もし必要と捉えているのであれば 区長は、自らの推し進める行政改 私どもの主張する区民税軽

わせてお伺いしたいと思います。 減による還元についての見解もあ

区長答弁

主的、 中で、区民サービスのあり方等の すべきと考えております。また、 くべき課題であると考えておりま 議論を踏まえ、適切に判断してい 区民税の軽減につきましては、自 進に振り向けられることを基本に についてのお尋ねであります。 成果については、区民の福祉の 私は、行政改革によって得られ 政改革の成果の区民 自立的な区政運営を目指す へ の 還

起債(借金)に頼らない 財政運営を

必要性につきまして、質問を進め さらに、今後の本格的行政改革の 況とそれに基づく今後の方向性 平成九年度決算は、これまで経験 最後に、平成九年度決算の財政状

ために策定された「財政構造改革

の増加に歯止めをかけるために、

現在、少なくとも、将来的な負担を

すが、現時点での公債費比率が十

ーセントを超えようとしている

考えると、右肩上がりの起債残高

したことのない財政難を克服する

にまで圧縮されました。この点に 足が、実質的に四十四億円の赤字 の取り崩しを最小限にとどめなが であります。 であり、一定の評価をいたすもの ら歳出全般の見直しを行ない、当 指針」の初年度にあたります。基金 つきましては財政構造改革の成果 初予測された九十六億円の財源不

区長の見解を伺います。

後行なっていくべきと考えますが

しかし、いくつかの財政指標を分 区 長答弁

決し得ない大きな問題点をはらん 字幅を圧縮させるだけでは到底解 析いたしますと、単に単年度の赤 でいると申し上げざるを得ませ

その第一点は、 公債費比率であり

満期一括償還の時期には、公債費 ため、起債等により財源不足を補 比率は九・七%であり、平成五年度 さまざまな考え方があると思いま る」と警告を発しています。起債残 の元金の償還及び減税補てん債の 量に区債を発行しており、これら 向上及び特別減税の税収の補填の イントもの上昇となっています。 の六・四%と比較すると、三・三ポ 高の適正水準はどのあたりなのか は急激に増大することが見込まれ にあっても、区民サービスの維持 「区はバブル崩壊後の税収急減期 各会計決算等監査意見書の中でも 平成九年度決算における公債費 特に平成六・七年度に大

務的経費(人件費等)に メスを入れなければ

区債の残高を圧縮しつつ、起債を 赤字債を発行しない財政運営を今 てであります 第二点目は、経常収支比率につい

でしょうか。すなわち、施設建設の

、さらに、減税補てん債などの

出来得る限り抑制すべきではない

もありません。義務的は 取り組みについて、 経費にメスを入れなけ いるわけであります。 然として極めて高い数は 対する義務的経費の充 減されたものの、経常 せる決意と、そのため し、弾力性ある財政構造を実現さ いことは、もはや申し上げるまで 長にお伺い の具体的な 栓費を削減 ればならな この義務的 値となって 当率は、依 般財源に

お 尋 权

公債費比率

のと考えております。 できる限り発行を抑制するべきも 後年度の公債費の負担が財政を圧 続けており、 を慎重に選択してまいります。 迫することのないよう、 ます。今後の起債に当たっては 年六十億円を越える公債費の支出 公債費比率は、ここ数 避けられない状況となっており わけ赤字債の発行については、 今後もしばらくは毎 年、 適債事業 増 加を

財政は健全化しない

軟な財政構造につなげ

る結果とな

もの上昇となっています。財政構 較すると若干改善されております。 と比較すると二十二・二ポイント 支比率は九四・七%で、前年度と比 しかし、平成五年度の七十二・五% 平成九年度決算における経常収 改革の一定の成果によって、

> 沿って、定数削減など 的経費の削減が不可欠 たしました。しかし、依然として 進めてまいります。そ 区政推進計画の策定方針の趣旨に そのため、第二次みな 危険な水準にあること 業の抜本的な見直しをご を一層徹底するととも は九四・七%と、八年ぶりに改善い などを抑制した結果、 経常収支比率は、人件費や物件費 したいと思います。 常収支比率に 政の弾力性を示す指標である 区長答弁 つ **引き続き、** に、事務事 の内部努力 といきいき であります。 のことが柔 から、経常 のお尋 成九年度



るものと考えております。

間素な行政の実現は

明確でわかりやすい 行政改革の理念を示せ 区民と時代の要請

が出来たからであります。つまり、 おきたいと思うのであります。 運営をしていくのか、お伺いして 「お金がないから我慢してほしい」 て進めて参りました。便乗という いると言えます。そして、港区で 造改革は着実に成果をあげ始めて 単年度収支の実質的な赤字が増え 政改革を目指してどのような区政 政構造改革が一定の成果をあげ始 いうことであります。しかし、財 という言い訳が成り立ってきたと と並行して行われてきた行政改革 表現を使ったのは、財政構造改革 で行政改革の第一ステージも併せ は、財政構造改革に便乗する格好 続ける状況を打開し、均衡させて めている今日、区長はさらなる行 いく、このような意味での財政構 さて、恒常的な赤字体質を改め、 財政危機を名目に進めること

定の方向性」の中では、次のように の素案を発表されました。その「改 てきたつもりであります。一方で、 づくさまざまな具体的な提案をし までの今後八ヶ年の港区の行財政 区長は、来年度から平成十八年度 運営の指針である「港区基本計画」 行政改革の理念を掲げ、それに基 私たちは、みなとかがやきとして

の協働により事業を展開していき らがすべてに対応することは困難 上させていく観点から、区の責任 て、地域社会が自主性・自立性を向 価値観の多様化の中では、行政自 考えがありましたが、住民要望や と役割を見直し、積極的に区民と (中略)行政サービスの提供につい しては、行政が対応するべきとの 「これまでは、公共的な問題に対 効果的でもありません。

れていると考えます。 革を断行していくことが今求めら 行政改革の理念の一つであり、こ のような理念をさらに精査し区民 これこそ、財政問題に依拠しない 前に明らかにする中で、行政改

現状の維持を頑なに守っていると

展開することを拒み、改革に脅え、

必要かということが決められてい が、どんな施設がどこにどれだけ 設建設に伴い行なわれるものです できない問題点を含んでいるから であります。それは、基本計画(素 決に踏み出せないのではないでし ます。また、先ほどの質問で取り 案)の内容を見ても明らかであり 革が行われているのか極めて疑問 は、このような理念に基づいて改 ょうか。たとえば、起債は主に施 上げた公債費や義務的経費の問題 しかし、具体的な施策展開の 財政改革の範疇では問題解 財政構造改革では解決 中で

まれていましたし、基本計画素案 の中にはその理念に近いものが含 問して参りましたが、区長の言葉 **の理念**なのであります。これまで 提が、今求められている行政改革 なのかが明らかでなければ見直せ ても、福祉とは今後どうあるべき 経費の中の扶養費の見直しにおい の中でもある程度示されています 区長にさまざまな機会を捉えて質 政のあるべき姿を明らかにする前 ないわけであります。つまり、行 かし、見えざる力がその理念を

を抜粋してご紹介したいと思いま 説「百兆円の疑問」の中から、一部 重要であります。今月二十四日、 抜け出す意味からも、行政改革は 朝日新聞夕刊の「窓」という欄の論 しか思えないのであります。 また、我が国の戦後最悪の不況を

区

せ

で実行され、経済の構造改革に展 度を抜本的につくりなおす。地方 障など、実態に合わなくなった制 気対策と同時に打ち出すことでは の血の出るようなリストラを、景 がない。いま必要なのは、国全体 費者と経営者の心理が上向くはず らませたところで、冷え切った消 持続的な景気拡大はありえないと 込んだ過去の対策の繰り返しでは る。それらが強力な指導力のもと ないか。行政、財政、税制、社会保 とだろう。その規模を百兆円に膨 みんな知ってしまった、というこ 「七年間に合計八十二兆円もつぎ 分権と規制改革も思い切って進め

もそも区ではどのような事業をど

また、職員数の削減にしても、そ

き出すこともできません。義務的 なければ、適正な職員の数をはじ れだけ行なうかがはっきりしてい なければ起債の計画も立ちません。

望が開けてはじめて、消費や設備 投資といった民間需要に火がつく

ます。 ドするときではないでしょうか。 のような国難の今こそ、地方政治 脱しきれず独自性を発揮できない ないはずはないと考えるのであり その役割を港区が担うことが出来 独自の改革を通して国全体をリー まま過ぎてきました。しかし、こ といわれた地方政治は、横並びを を果敢に実行していくべきなので れは国政についての論説でありま って打開する糸口を見出せると考 政のあり方を変えていくことによ であります。今の不況は、今の あります。戦後五十年、三割自 れば、地方政治でも出来得る改革 すが、地方主権を目指す立場であ えるものであります。そして、こ この引用した部分は、まさに同

区

 \mathcal{O}

もはや財政難は

理由にならない

実

であります。最後に、区長の決意 て、財政危機を理由としない「真の ことが必要なのであります。そし の職員に対して明言し宣言すべき よりも政策立案に携わる区長の下 政難を言い分けにしないというこ 行政改革」を断行すること、換言す てもなお、行政改革を進めていく 出圧力に対する「錦の御旗」であり とを、区民に、議会に、そしてなに るならば、行政改革にあたって財 ました。この「錦の御旗」をおろし 「財政危機」、これは際限のない歳

をお述べ頂きたいのであります。

区長答弁

ます。今後とも住民福祉の向上を 則に立った区政運営が求められて 念についてのお尋ねであります。 点で行政改革を進める必要があり を目指しているものではございま 欠と考えております。あわせて、 としての自己決定と自己責任の原 会との連携を深め、基礎的自治 段階を迎え、今まで以上に地域社 力ある簡素で効率的な区政運営の 都区制度改革や地方分権が実行 世紀に向けた港区にふさわし 現に努めてまいります。 民との協働関係の確立や、行政 変化などに的確に対応し、最少 民の価値観の多様化や生活様式 策の展開に努めるとともに、 的に、地方主権の立場で、二十 価の仕組み作りなど、新たな視 ん。従来の行政の発想を転換し、 政改革は単に財政の健全化のみ サービスを提供することが不可 経費で最も効果的な質の高い行 ります。こうした状況を踏まえ、 政改革を進める上での基本 理

> すので、今後前向きに あるというふうに述べておられま ることよりも財政的に というふうにあったわ わゆる大規模な改修工事が必要だ 申し上げておきたいと思います。 ただきたいと思います。 し、教育上の観点からも効果的で それでも、児童館を単体で維持す てです。区長の答弁の 三点だけ、要望という 一つは、複合利用の必 重要である 最後に、い 要性につい か、意見を 検討してい けですが、

まずきっかけとして、そのような るところです。 いうふうにおっしゃっ ものについては非常に 場所をぜひ作って頂きたいと考え アドプトシステムでは. なご発言がなかったもの 捉えております。しか は区長、教育長とも、考え方その それと、最後に質問 それと、 遊び場の件ですが、これ

今回の質問では取り上 ういう方向性でお願い えておりますので、今 といたしましては、区 答弁を頂いたわけであ ない行政改革について 部分ですが、財政危機を理由とし 必要性について疑問を抱く立場で したが、私は以前より、 言申し上げたいことが しないとおっしゃった. 進める行政改革は財政 それと、最後にもう一 学校警備の あります。 点だけ、一 したいと思 後とも、そ ものととら 難を理由に 長は、今後 ります。私 たしました けませんで 区長にご

質問の最後に意見・要望

これまで取り上げて質|

問してまい

念なわけであります。 裏側にどのようなことがあるのか 弁されたわけです。しかし、最近、 いまのところ私はよく調査をして が否めないわけであります。その 答弁が、非常に後退をしている感 成十二年度を目途に導入すると答 警備の有効性、必要性を認めて、平 りました。以前の本会議では、機械 おらずわかりませんが、非常に残 特にこの決算委員会での教育長の

て頂いたと 有意義だと 方々にも多くその賛同者がいらっ 民党議員団を初め、ほかの会派の しゃるわけであります。 性はないと考えておりますし、自 私は、学校警備は有人である必要

問を終わります。 つ一つ改めて質して参りたいと思 で教育長の最近の発言について一 っておりますことを申し上げて質 しておりますので、常任委員会等 私は区民文教常任委員会に所属

ないですが、 のですから、 し、具体的

編集後記

報告申し上げました。 全文掲載する中で、みなさまにご 今回は、議会での質問と答弁を

く必要があります。 分もあり、そのような点に関して は、今後、さらに論議を深めてい 象的な部分やかみ合っていない部 区長・教育長答弁の中には、抽

りたいと思っております。よろし くお願い申し上げます。 お寄せ頂き、今後参考にしてまい みなさまよりご意見やご感想を